

「生駒市路上喫煙防止条例(案)」について意見を募集します

「生駒市まちをきれいにする条例」による取り組みにより、ポイ捨て防止には一定の効果は見られるものの、吸い殻の散乱が未だ見られ、さらには歩きながらの喫煙による火傷の危険や受動喫煙による健康の被害も懸念されています。

このような問題を未然に防止するための条例(案)を取りまとめましたので、生駒市パブリックコメント手続条例に基づき、ご意見を下記によりお寄せください。

お寄せいただいたご意見は、整理した上で公表いたします。ただし、個々のご意見に直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

政策等の案	「生駒市路上喫煙防止条例(案)」 ○案の公表場所 市役所(2階環境モデル都市推進課、3階市政情報コーナー)、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTA はばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター(生駒セイセイビル内)、南コミュニティセンターせせらぎ 市ホームページ(http://www.city.ikoma.lg.jp/)
意見の募集期間	平成27年8月3日(月)～平成27年9月2日(水)
意見を提出できる方	① 市内に住所を有する方 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方 ④ 市内に存する学校に在学する方 ⑤ 当該案件に利害関係を有する方
意見の提出方法	別紙の「意見・情報提出書」(別の様式でも可能です)に ①案件名 ②住所 ③氏名 ④「生駒市路上喫煙防止条例(案)」へのご意見を明記の上、 ①窓口へ持参 ②郵送 ③ファクス ④市ホームページ のいずれかで、環境モデル都市推進課までご提出ください。 詳しくは当該意見募集ページをご覧ください。 ※電話によるご意見には対応することができません。
意見の提出先	○持参 生駒市役所環境モデル都市推進課(2階21番窓口) 平日8:30～17:15 ○郵送 〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市役所環境モデル都市推進課 宛 ○ファクス 0743-75-8125(環境モデル都市推進課 宛) ○ホームページ http://www.city.ikoma.lg.jp/
いただいた意見への対応	・提出された意見の概要と意見に対する市の考え方を、上記公表場所、市のホームページで公表します。 ・提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。